

令和3年4月20日発行

土地に係る固定資産税の負担軽減措置

令和3年度は、3年に一度の固定資産税の評価替えの基準年度です。土地（宅地等）は、令和2年1月1日時点の地価公示価格等の7割を目途に適正な価格に見直されます。更に令和2年7月1日までの半年間に地価が下落した地域は、その下落状況を反映した修正が加えられて、固定資産税が課税されます。

地方では地価の下落が見られる一方で、商業地などがある大都市部の地価は上昇傾向にありましたが、コロナの影響を鑑みて、一定の宅地及び農地については令和3年度の課税標準を令和2年度の課税標準と同額とする措置が取られます。

原則として価格は令和5年度まで据え置かれますが、地価が下落し、価格を据え置くことが適当でないと認められる地域の土地（宅地等）については、令和4年度又は令和5年度においても、賦課期日（1月1日）の属する年の前年の7月1日までの下落状況を反映して修正を行い、評価の適正化・均衡化が図られます。

マイナポイント<マイナンバーカードの申請期限延長>

総務省は、マイナポイントの付与対象になるマイナンバーカード申請期限を『3月末』から、『4月末』までの1か月延長すると発表しました。

マイナポイント事業は、マイナンバーカード普及に向けた取り組みで、キャッシュレス決済サービスを提供する決済事業者を通じて、チャージまたは買い物に対してポイントを上限5,000円相当受け取れるというものです。

総務省によると、最新のマイナンバーカードの申請件数はQRコード付申請書の再送付に伴い急増しています。申請書が3月末間近で送付される可能性も鑑みて、「4月末」までに申請した人もポイント付与の対象者とする、当初の申請期限「3月末」から1か月の延長を発表しました。

ちなみに、マイナポイントの申し込みは2021年9月末までになります。マイナポイントの申し込みはキャッシュレス決済サービスの中から一つ選び、その後の取消・変更は原則できません。

今後、行政手続きの対応範囲が拡大されることも見込まれており、今はマイナンバーカードの発行は義務化されていませんが、必要不可欠となる時代が来るかもしれません。





退職所得の適正化

近年転職等を繰り返し多額の退職金を短期間で受け取る「天下り」が社会問題となったことを受けて役員に対する退職所得優遇は既に見直されましたが、今回は従業員にも適用されることとなります。

勤続年数5年以下でかつ役員等でない者（以下「短期退職手当等」という。）について退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については退職所得の金額の計算上2分の1とする措置が廃止されます。

【改正前】

勤続年数	従業員	役員等
5年以下	2分の1課税適用あり	2分の1課税適用なし
5年超		2分の1課税適用あり



【改正後】

勤続年数	従業員		役員等
	退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額		
	300万円以下の部分	300万円超の部分	
5年以下	2分の1課税適用あり	2分の1課税適用なし	2分の1課税適用なし
5年超		2分の1課税適用あり	2分の1課税適用あり

上記の改正により短期退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算方法、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得に源泉徴収票の記載事項等について所要の措置を講じ、令和4年（2022年）分以後の所得税について適用されます。また、個人住民税についても同様となります。

学生支援機構新代理返還制度

優秀な人材確保のために従業員の奨学金の返還支援を導入する企業が年々増えているそうです。

現行制度では、会社が従業員の奨学金を給与に上乗せした形で従業員が学生支援機構に返還する必要があるため、この仕組みでは、実際に従業員が奨学金の返済に充てたかどうか確認することが出来ないため、給与として源泉所得税の対象となっています。

令和3年4月1日から始まっている新制度では、会社から直接学生支援機構に返還（学生支援機構が開発した送金システムの利用）することで、所得税法上の奨学金などの「学資金（学資に充てるため給付される金品）」となり、非課税となります。

現行制度もそのまま残り続けるので、新制度を利用しない場合は、今までと同じく給与課税の対象となります。